

令和2年

第14回 会津美里町教育委員会議事録

11月定例会

令和2年11月定例会

- I. 日 時 令和2年11月20日(金) 午後1時30分
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 大会議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純
会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 鷺 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

令和2年11月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和2年第13回会津美里町教育委員会10月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第12号 会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について

議案第75号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第76号 会津美里町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について

議案第77号 会津美里町高田児童クラブ館の指定管理者の指定について

議案第78号 会津美里町高田児童館の指定管理者の指定について

議案第79号 会津美里町放課後子ども教室推進事業評価・検証委員会委員の委嘱について

議案第80号 会津美里町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について

5. 協議事項

(1) 不登校児童生徒への支援の在り方について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 会津美里町学校給食センター改築事業について

(2) 第3期会津美里町教育振興基本計画（案）に対するパブリックコメント意見について

(3) 共催・後援承認依頼について

(4) 児童・生徒に関すること

(5) 教職員に関すること

(6) 生涯学習に関すること

(7) 教育関係施設に関すること

(8) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(9) その他

7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午後1時31分

1. 開会

教育文化課長 令和2年第14回会津美里町教育委員会11月定例会を始めたいと思います。申し訳ありませんが、午後3時から別な会議がありますので、途中で席を外させていただきます。申し訳ありません。

教育長、よろしく願いいたします。

教育長 10月の定例会からあつという間の1か月なのですが、この1か月の間、皆様ご存じのとおり市町村駅伝大会がありました。駅伝大会は、町の部3位、全体で10位という結果になりました。高田中の選手が町の部で区間賞と健闘しました。それが大きな行事です。

進め方ですが、5番目の協議事項までは続けさせていただいて、その後に休憩にしたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、ただいまより令和2年第14回会津美里町教育委員会11月定例会を始めます。

会期は1日といたします。

出席委員は委員全員であります。

出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、鵜川教育文化課長補佐、福田会津美里町公民館長兼図書館長の5名であります。

議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

2. 議事録の承認

教育長 2番目の議事録の承認に入ります。

令和2年第13回会津美里町教育委員会10月定例会議事録の承認についてを議題にしたいと思います。

事前に見ていただいて、何かありますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議事録については異議がないようですので、令和2年第13回会津美里町教育委員会10月定例会議事録、これは承認としたいと思います。ありがとうございました。

3. 教育長報告

教育長 3番目、教育長報告に入らせていただきます。

教育長報告は、3ページと4ページにわたっております。駅伝関係、市町村ソフ

トボール大会もありました。それから、それぞれの学校に授業参観ないしは学校訪問に行っていました。何かご質問あればよろしくお願いいたしますと思います。

4ページの下から3つ目、新鶴健康ウオーク、11月8日。新鶴地域だけで53名、3キロと6キロ、2つに分けて実施しました。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、質問等がないようですので、教育長報告を終了させていただきます。
ありがとうございました。

4. 審議事項

教育長 4番目の審議事項に入りたいと思います。

◎報告第12号（非公開）

◎議案第75号

教育長 議案第75号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 （議案第75号「会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明）

教育長 国の法律に沿って町も変えるという、説明ですが、ご質問があればお願いします。
委員、よろしいですか。

委員 法律が流れてきたものは、時間的に遅かったということですか。

教育文化課長 はい、そうなのです。

委員 適用するのが何かあるかと思ったのですけれども、特になかった。逆に適用制限が関わってくるような話で。

教育文化課長 実際町としては何も関わるものはないのですが。

委員 それはその裏も一緒でしょうから。

教育文化課長 はい。

教育長 それでは、ご質問はないということによろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 質問がないようですので、議案の第75号につきましては原案のとおり決することにしたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、第75号については、原案のとおり決しました。

◎議案第76号

教育長 議案第76号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第76号「会津美里町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について」説明)

教育長 議案第75号と同じ内容ということです。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご質問等ないようですので、議案第76号については原案のとおり決することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないとのことですので、議案第76号については決しました。

◎議案第77号

教育長 議案第77号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第77号「会津美里町高田児童クラブ館の指定管理者の指定について」説

明)

教育長 ここに記載の社会福祉法人にお願いするということですね。5年間。

教育文化課長 はい、5か年です。

委員 指定管理者の指定については公募、それとも非公募でやるのですか、児童館とか児童クラブは。

教育文化課長 公募でございます。

委員 公募でやるのですか。

教育文化課長 はい。

委員 施設の名称が出てきますけれども、場所はこの社会福祉法人のところになるという。場所が出てこないのは何か理由があるのですか。

教育文化課長 特にないです。

委員 施設の名称があれば、施設の位置がないというのは。

教育文化課長 位置がないとおかしいということですよ。分かりました。失礼しました。

委員 ついでに指定管理者の流れでいくと、条例、規則、もちろん指定管理に関する条例とか、それから選定審議会がありますけれども、答申によりというよりも、もともと審議会からの答申を受けて、その条例の規定が何条の規定で指定管理者が選定されたと考えられます。指定管理者として、答申があったとしても、根拠になるのは条例であり、審議会の答申がベースになるとは思えないのです。条例の規定で答申があったことを受けて、その答申に基づいて条例何条の規定でこども園にやるというふうにならなるのではないですか。

教育文化課長 指定管理の条例に。

教育長 条例に基づくと。

委員 そうならないと何かおかしくなる。

教育文化課長 申し訳ありません。

委員 審議会の選定、それとヒアリングして。

教育文化課長 選定していただき、答申はいただいたのですけれども、もともとの条例の条例何条を入れて。

教育長 条例の規定を入れるということですね。

委員 その様な対応となるのではないかなと思うのですが、ちょっと確認です。

教育文化課長 そうだと思います。

教育長 最初のご質問はどこだったのですか。2番目の指定管理者となる者の名称のところ。

委員 いや、違います。公の施設がこども園のほうに指定管理者として委託しますよね、管理者として。それはいいですが、公の施設の名称はあっても、公の施設の場所が特定されていないではないですか。

教育文化課長 児童クラブ館の位置が指定されていないということですね。

委員 そうです。それでいいのかなと思ったので。

教育長 指定管理者はいいけれども、管理施設の場所。

委員 どこを委託するのかがはっきりしなくて、クラブ館という名称だけで住所が特定されなくていいのかなと。

教育長 その上に住所を入れてくれということですか。

委員 指定管理をする施設の名称と住所というのは決まっていて、それを指定管理者となる者が受けるのかと思ったのです、場所も。

教育長 それでは、そのほかどうですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、今委員からの話のあったように、2点そのところを追加ないしは訂正にさせていただいて、承認していただくということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、事務局で今指摘のあったところを訂正ないしは追加してください。

教育文化課長 はい。申し訳ありません。

教育長 事務局の原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご指摘のところを訂正することとし、議案第77号については決することとします。

◎議案第78号

教育長 次、議案78号を議題にしたいと思いますが、
では、事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第78号「会津美里町高田児童館の指定管理者の指定について」説明)

教育長 ありがとうございました。
では、第77号と同じように一部を訂正して、それから公の施設の名称のところに住所を入れていただくというふうにしたいと思いますが、
では、そのほか何かご質問あれば。

教育文化課長 議案第75号、77号、78号につきましては、12月議会に上程させていただく案件でございます。

教育文化課長 76号は条例だけなので、75号、あと77号と78号。

教育長 議案第78号は一部訂正を入れて、事務局の原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第78号については決することにしたいと思います。ありがとうございました。

◎議案第79号

教育長 続きまして、議案第79号を議題にしたいと思いますが、
では、事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第79号「会津美里町放課後子ども教室推進事業評価・検証委員会委員の委嘱について」説明)

教育長 よろしいですか。3名の方にお問い合わせすると。
ご質問とか。いいですね。79号はいいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、議案第79号についてはご質問等がないようですので、原案のとおり決することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。では、議案第79号については、原案のとおり決しました。

◎議案第80号

教育長 続きまして、議案第80号を議題にしたいと思います。
では、事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第80号「会津美里町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」説明)

教育長 ありがとうございます。

委員 すみません。この条例に載っている任免権者は、町長でいいのですよね。

教育文化課長 町長が委嘱し、ということになっております。

教育長 よろしいですか。

委員 はい、結構です。

教育長 委嘱者は町長ということで。

委員 気になったのは、表の比較をしてしまうと備考と、住所とか何か欄にあたり、それぞれに表ばらばらですよね。今までの形式が多分そうだったと思うのですが、それは内容によって分けているのですか。

教育文化課長 大体は委嘱の場合は住所まで記載するようにしておりますが、今回住所と、あと名前の振り仮名も入れるようにしていたところです。大体10ページのような形式になっています。

委員 一般的なのは、生年月日とかまでのような気がしますけれども、これだけはちょっと特殊なのかなという気がしたのです。というのは、第1号委員とか、全部わざわざあえてここを出していますよね。この表示がウエート高いのかなというのをあえて入れている理由がある気がしたのです。その根拠として掲載するのかなという。取りあえず絵が違うのかなというのがあったのですけれども、そこには理由は特別あるわけではなくて、今までのと違うのですけれども。

教育文化課長 この連絡協議会の条例の第4条の組織のところに町長が委嘱し、10名以内の委員により組織するというのがあるのですが、第1号が町立学校、第2号が児童相談所とかというふうに充て職といたしますか、そちらから推薦ということでの、委嘱ということになりますので、職名のほうが重視されているため記載してございます。

委員 分かりました。

教育長 ということは、前の10ページと同じように振り仮名とかそういうのはつけなくてもいいということですね。

教育文化課長 振り仮名はあったほうがと思うのですけれども、ただご住所というよりは職名にしたのですが。

教育長 住所よりも職名が重んじられると。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、議案第80号についてはご質問もないようですので、事務局の原案のとおり決するようにしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第80号については、原案どおり決しました。

5. 協議事項

教育長 4番目の審議事項終わりました、5番目の協議事項に入ります。

(1) 番目、不登校児童生徒への支援の在り方についてを協議題にしたいと思
いますので、事務局の説明をお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 ((1)「不登校児童生徒への支援の在り方について」資料により説明)

(個人情報をもく含むため非公開)

それでは、5番目、協議事項の(1)については終わりたいと思います。
次、(2)番目、その他について事務局で何かありますか。

教育文化課長 ないです。

教育長 ないですか。

教育文化課長 はい。

教育長 では、5番目の協議事項は終わらせていただきます。
それでは、ちょっと休憩にしますか、午後3時まで。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 午後3時から次の6番目の報告事項に入りますので、ちょっと休憩しましょう。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時56分

教育長 では、再開いたします。

6. 報告事項 ((4)、(5) 非公開)

教育長 6番目の報告事項に入ります。
(1)番目、給食センターの改築事業について、説明をお願いします。

学校給食センター所長 ((1)「会津美里町学校給食センター改築事業について」資料により説明)

教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
1ついいですか。男の人もいるのでしょうか、給食センターに。

学校給食センター所長 はい。

教育長 女子の更衣室があつて、男子の更衣室ないというのは男子はどこかでやるという解釈なのか。

学校給食センター所長 休憩室、男子の部分、給食センターという特質上、男性の方、女性の方という区割りはしないのですが、ほぼ調理業務になりますので、女性の方が多いというのは想定されます。男性の方もいらっしゃるの間違いありませんが、更衣室等については男性の分は、ある程度休憩室でやっていただくようなことで更衣室等は設置しなかったということでございます。

委員 そしたら、男子休憩室兼更衣室みたいな。

教育長 男子休憩室兼更衣室ね。

学校給食センター所長 はい。

教育長 分かりました。よろしいですか。

委員 1か所、工期が十四、五か月かかりますけれども、1月から本当に真冬に入って、敷地の関係とか何か、1月からの作業ってなかなか厳しいのではないかと。土壌的にもどうなのかなという気はしますけれども、日程的にはしようがないのでしょうかね。

学校給食センター所長 日程的な部分があるので、土壌の部分というのはなかなかいじれる部分ではないので、冬期間についてはその前準備という形で進めさせていただければと思って、雪解けというか、降雪どのくらいになるかというのは想定できませんけれども、なるべく早い段階の部分、外工事の側溝の部分に着手して、期間内の段階で仕上げるということです。

委員 準備工ということですね、冬期間は。

学校給食センター所長 はい。

教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、給食センターの件は終わりにさせていただきます。

では、次は(2)番目、教育振興計画案について、説明をお願いします。

教育文化課長補佐 ((2)「第3期会津美里町教育振興基本計画(案)に対するパブリックコメント意見について」説明)

教育長 ありがとうございます。
では、次回までその冊子のほうですが、見てもらって。何かご意見あれば次回いただくということによろしいですか。

教育文化課長補佐 次回は議案としても出させていただきたいと思いますので、もし何かあれば事前にいただければと思います。

教育長 よろしいでしょうか。もし何かあれば12月7日までご意見等お寄せいただければと思います。では、よろしく願いいたします。

教育文化課長補佐 もし意見いただくこともあると思いますので、メールで様式を送りますので、それに返送していただければと思います。今日送らせていただきます。

教育長 では、よろしく願いします。

(「はい」の声あり)

教育長 では次、3番目、共催と後援承認依頼についてということをお願いします。

教育文化課長補佐 今回は共催・後援承認依頼はございませんでした。

教育長 分かりました。
それでは、4番目の児童生徒に関する事、それから5番目の教職員に関する事については、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき、非公開とさせていただきます。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、非公開とさせていただきます。
事務局から説明をお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 ((4)「児童生徒に関する事」資料により説明)
((5)「教職員に関する事」資料により説明)

教育長 ありがとうございます。
では、今のは要望で、教職員に関する事まで併せてでよろしいですか。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。終わりました。

教育長 ありがとうございます。
では、6番目、生涯学習に関すること。

教育長 次回の日程だけ決めておきましょう、12月の。

(日程について協議)

教育長 では、もう一回戻ります。それでは、生涯学習に関すること、大変失礼しました。
よろしくをお願いします。

教育文化課長補佐 ((6)「生涯学習に関すること」資料により説明)

公民館長兼図書館長 ((6)「生涯学習に関すること」説明)

教育長 ありがとうございます。分館は、廃止の方向で決まっているのだから、要望は
あくまでも要望ですね。

公民館長兼図書館長 そうですね。

教育長 その要望をのめるかのめないかというところで、廃止はもう決まっているのだから。

公民館長兼図書館長 はい。あと、一番後ろのところに現在各それぞれ分館を維持するための経費
ということを実績数字で載せまして、実際地区に移行した場合にどの部分だけは負担
していかなければいけないのかなということも全て確認していただき、ただ修繕
だけは多くなってくるということは理解していただいたところでございます。

教育長 ありがとうございます。
では7番目が教育施設に関すること、お願いします。

教育文化課長補佐 教育関係施設に関することは、先ほど給食センターについての説明がございま
したので、特段ございません。

教育長 ありがとうございます。
8番目、事務局報告事項をお願いします。

教育文化課長補佐 事務局報告事項ですが、資料の13ページから25ページまででございまして、特
段ご説明差し上げるようなところはありません。

教育長 ありがとうございました。
 9番目、その他は特にありますか。

教育文化課長補佐 その他はありません。

7. その他

教育長 では次、大きな7番目のその他、今後の行事予定についてです。

教育文化課長補佐 今後の行事予定ですが、こちらに一応予定だけ記載させていただいたのですが、出席いただくものはございません。コロナ禍ということですので、招待はなしということでした。

(行事予定について協議)

教育長 では、(2)番目の次回委員会の開催予定については、何日でしたか。

委員 22日の午前9時です。

教育長 22日の午前9時からでいいですね。
 そうすると、もう一つ残るのはさっき本郷小学校を訪問して、その訪問した結果についての話を22日にこの定例教育委員会と抱き合わせにするか、それとも前もってそれだけに絞ってお話をするか、その辺のところだと思うのですが、どうでしょうか。

(日程について協議)

教育長 では、そのほかよろしいですか、日程。いいですね。

(「はい」の声あり)

8. 閉会

教育長 では、事務局にお返しします。

教育文化課長補佐 それでは、長時間慎重審議ありがとうございました。
 これで11月定例会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午後3時46分